

令和6年2月21日（水）

津島市建設産業部都市計画課（市川、竹内）
電話番号 0567-55-9627（ダイヤルイン）

＜議案名＞議案12号 津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例の制定 について

1 制定内容

道路は、人や車の日常的な移動空間としての機能だけでなく、災害時の避難や火災が起きた際の延焼防止の防災空間としての機能等を有しています。

従来の手法を全体的に見直し、建築主等は、建物を建築する際のほか、農地を駐車場に整備する場合など後退用地等の利用方法又は形態を変更しようとするときは、協議を申し出る必要があることや、拡幅整備について協議が調った後退用地等に支障物件を設置してはならないこと等を条例に盛り込み、狭あい道路の解消を促進します。

2 制定理由

当市では平成27年度から「津島市狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱」を策定し、狭あい道路の解消に取り組んできました。

しかしながら、いつ起きてもおかしくない南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、災害時の避難経路を確保することや密集市街地での消火活動を円滑に行えるようにすることが急務であり、従来の手法を全体的に見直し「津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例」により、良好な市街地の形成を促進し、市民の生活環境の向上を図るとともに、安全で快適な災害に強いまちづくりを実現することを目的とするものです。

3 施行期日

令和6年7月1日